

# 財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜市長良福光大野2675番地の28岐阜メモリアルセンター内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションを積極的に展開し、世界イベント村ぎふの発展を目指すとともに、県民に広くスポーツの普及振興を図り、心身ともに健康な県民の育成と明るく豊かな夢あふれる県土づくりに寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションの誘致・開催
- (2) 生涯スポーツの振興及び競技力の向上に関する事業の実施
- (3) (1)及び(2)の事業の推進に関する情報の収集及び提供
- (4) 県から委託された岐阜メモリアルセンター及びスポーツ科学トレーニングセンターの管理運営及び指定管理者の指定を受けた岐阜県長良川球技場の管理運営
- (5) 県から委託された各種スポーツに関する事業の実施
- (6) 関係機関及び関係団体の事業への協力
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公社債その他安全確実な有価証券にかえて、理事長が保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始までに予算が成立しないときは、理事長は、予算の成立の日まで前会計年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、3月以内に理事会の承認を受けて、教育委員会に報告しなければならない。

(借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員及び事務局

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 必要に応じ置くことができる。
- (2) 副会長 必要に応じ置くことができる。

- (3) 理事 15人以上20人以内
- (4) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 会長、副会長、理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 常務理事は、副理事長及び専務理事を補佐して、日常の業務を処理し、副理事長及び専務理事に事故あるとき又は副理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で指定した理事が、その職務を代行する。
- 8 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 9 監事は、この法人の財産及び業務に関し、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときはこれを理事会又は教育委員会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

第18条 削除

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められると

き。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は報酬を支払うことができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(事務局)

第22条 この法人の事務を処理するため、所要の組織及び職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 組織及び運営等について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第5章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長・顧問)

第23条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき理事長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、この法人の運営に関し、意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問には報酬は支給しない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第25条の2 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎会計年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき。

(3) 第18条第1項第4号の規定により監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき。

4 理事長は、会議の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合には、理事に対し書面で賛否を求め、これをもって臨時理事会の議決とみなす。

(理事会の招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(理事会の議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事若しくは自らの所属する機関の役職員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第32条 この法人に、第4条に定める事業の遂行上必要があるときは、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、理事会より付託された業務について、これを処理する。

3 専門委員会の名称、組織その他必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散するほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けたときに解散する。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散の時に有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ教育委員会の許可を受けて、岐阜県又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第9章 補 則

(委 任)

第36条 この寄附行為施行についての必要事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和54年3月31日までとする。
- 4 第16条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の役員等は、次のとおりとする。

### 附 則

この寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為の変更は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成12年4月1日）から施行する。

### 附 則

この寄附行為の変更は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成13年4月1日）から施行する。

### 附 則

この寄附行為の変更は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成14年4月12日）から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成15年4月3日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成17年2月23日）から施行する。
- 2 変更後の寄附行為により選任された役員の任期は、選任された日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成18年7月11日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成21年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、岐阜県教育委員会の認可の日（平成23年3月25日）から施行する。